令和２年特（わ）第８５８号等　外国為替及び外国貿易法違反事件
被告人　大川原化工機株式会社、大川原正明、島田順司

予定主張記載書面（６）

令和３年６月２２日

東京地方裁判所刑事１３部　御中

弁　護　人　高　田　　剛
弁　護　人　鄭　　志
弁　護　人　河　村　　尚
弁　護　人　瀬　川　　慶
弁　護　人　小　林　貴　樹
弁　護　人　趙　　誠　峰

本件噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性に関して、弁護人が証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上および法律上の主張は以下のとおりである。

なお、弁護人が既に提出した予定主張記載書面において定義した語句は、本書においても同様の意義を有するものとする。

本件噴霧乾燥器が「滅菌又は殺菌をすることができるもの」との要件に該当しないこと

1　大腸菌が粉体の状態である場合、大腸菌は５０℃、９時間の乾熱では死滅しないこと

腸管出血性大腸菌Ｏ１５７と同じ大腸菌である非病原性大腸菌K-12株を、噴霧乾燥器により粉体の状態としたものを５０℃、９時間で乾熱運転したところ、大腸菌生菌が検出された（弁４８）。

2　本件噴霧乾燥器において、噴霧乾燥後に装置内部に粉体が残留する状態で9時間の乾熱運転を行った場合、装置内部で５０℃に達しない箇所が複数存在すること

RL-5において噴霧乾燥を行った後に、装置内部に粉体が残留する状態で９時間の乾熱運転を実施しても５０℃に達しない箇所が複数存在する（弁１８）。

また、L-8iにおいて噴霧乾燥を行った後に、装置内部に粉体が残留した状態で乾熱運転を実施しても５０℃に達しない箇所が複数存在する（弁１９）。

3　本件噴霧乾燥器において、実際に大腸菌を噴霧乾燥し、その後９時間の乾熱運転をした場合に、装置内部に残留する粉体から大腸菌生菌が確認されたこと

本件噴霧乾燥器において、実際に大腸菌の噴霧乾燥を行い、その後９時間の乾熱運転をしたところ、装置内部に残留する粉体から大腸菌生菌が確認された。

すなわち、RL-5において大腸菌を噴霧乾燥した後、９時間の乾熱運転を実施したところ、装置内部の複数箇所に残留する粉体から大腸菌生菌が得られた（弁４９）。

また、L-8iにおいても、大腸菌を噴霧乾燥した後、９時間の乾熱運転を実施したところ、装置内部の複数箇所に残留する粉体から大腸菌生菌が得られた（弁５０）。

（上記主張の趣旨についての補足説明）

検察官は、①実験室における実験によれば、腸管出血性大腸菌Ｏ１５７が約５０℃、約９時間の乾熱により死滅すること、及び、②粉体が残留していない本件噴霧乾燥器で乾熱運転を行った場合、装置内部の最低温となる箇所の温度が約５０℃であることから、本件噴霧乾燥器が約９時間の乾熱運転により装置内部の腸管出血性大腸菌Ｏ１５７を殺菌することができる性能を有するとし、したがって、本件噴霧乾燥器は本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当すると主張するようである。

この点、本件要件ハの解釈については従前から弁護人が主張するとおりであるが、仮に上記の検察官の解釈に従ったとしても、弁護人による実験の結果、本件噴霧乾燥器は、現に約９時間の乾熱運転を行った場合、製品製造後に装置内部に存在する粉体となった大腸菌を死滅させることができないことが明らかとなったことから、上記主張をするものである。

以上